

令和 8 年 1 0 月市議会定例会一般質問発言通告書（発言順）

◎ 代表質問

創政いばら

8 番 多 賀 信 祥

1. 人口減少社会を見据えた今後のまちづくりについて

市長は、今回の市長選挙において、今後さらに進める施策として「文化と活動のシンボル拠点を整備」及び「共に生きる多文化共生社会の構築」を掲げられた。

人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、本市が将来にわたり持続可能なまちであり続けるためには、公共施設や都市機能のあり方とともに、地域社会を支える人々が、国籍等にかかわらず共に暮らし、活躍できる環境を整えていくことが重要であるとする。

そこで、人口減少社会を見据えた今後のまちづくりについて伺う。

1) 「文化と活動のシンボル拠点」の整備について

選挙公報に掲げられた「文化と活動のシンボル拠点」とは、井原高校南校地跡地の活用を想定したものと理解している。

本市では、同跡地について岡山県から譲渡を受け、既存公共施設の集約を進める方向性が示されている。また、人口減少を見据えた持続可能な都市構造の形成に向け、立地適正化計画の策定にも取り組むこととされている。

そこで、以下の3点について伺う。

①市長が掲げる「文化と活動のシンボル拠点」を、今後の本市のまちづくりの中でどのように位置付け、どのような機能を持つ拠点として整備していく考えなのか。

②南校地跡地への公共施設の集約と、今後策定する立地適正化計画をどのように関連付けてまちづくりを進めていく考えなのか。

③施設の集約に伴い利用しなくなる施設や土地について、将来の維持管理負

担や地域への影響を踏まえ、貸付けや売却等の財産処分を含め、どのような方針で整理していく考えなのか。

2) 「共に生きる多文化共生社会」の構築について

全国的に人口減少と生産年齢人口の減少が進む中、地域産業や地域社会の担い手の確保は、本市にとって今後さらに重要な課題になると考える。

私たちの暮らしや地域経済は、ものづくりをはじめとする様々な産業と、そこで働く人々によって支えられており、将来にわたり地域経済を維持し、市民の暮らしを支えていくためには、地域産業や地域社会の担い手をどのように確保し、共に地域を支えていくのかという視点が不可欠である。

その中で、外国人住民を単に労働力として捉えるのではなく、地域で共に暮らす住民として、安心して生活し、地域社会の一員として活躍できる環境を整えていくことが重要であると考えます。

6月定例会では、多文化共生の推進について、行政が主導し、企業や地域、関係団体と一体となった体制づくりを進める必要性が示された。また、外国人による日本語弁論大会の実行委員会を、外国人住民の生活環境の整備に向けた組織へ発展させていく考えが示されている。

市長が掲げる「共に生きる多文化共生社会の構築」を継続的な取組として具体化するためには、市内の連携と官民の役割分担を明確にするとともに、日本語学習や生活相談、地域住民との交流につながる身近な拠点が重要であると考えます。

そこで、以下の3点について伺う。

①今後の推進体制と具体的な取組及び実施に向けた見通しについて。

②日本語学習、生活相談への橋渡し、地域住民との交流などを継続的に行う多文化共生の拠点をどのように位置付け、整えていく考えなのか。

③本市が有する市立高校について、教育活動に配慮しながら施設を活用するとともに、生徒の学びや地域交流と連携することも含め、拠点としての可能性を検討する考えがあるのか。

1. 3期目の市政運営と「しあわせが実感できるまち」について

今回の市長選挙を経て、市長は3期目の市政運営を担われることとなった。

市長はこれまで、「だれもが主役で活躍できる、しあわせが実感できる元気なまちづくり」を掲げ、様々な施策を進めてこられた。これまでの議会においても、市長公約の進捗や各施策の成果、課題、「しあわせが実感できる井原市」のあり方などについて議論されてきた。

3期目を迎えた今、これまでの取組によって、市民の暮らしや意識、地域の姿にどのような変化が生まれたのかを捉え、その検証を今後の市政運営につなげることが重要であるとする。

また、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、市民がこのまちに住み続けたいと思い、次の世代が井原の将来に希望を持つことのできるまちを、どのようにつくっていくのかが問われている。

そこで、次の4点について伺う。

①これまでの2期8年間の市政運営を通じ、市民の暮らしや意識、地域の姿にどのような変化をもたらすことができたかと認識しているのか。

②8年間の成果と課題を踏まえ、3期目において何を継続し、何を变えていく考えなのか。

③市長が掲げる「しあわせが実感できるまち」は、市民一人ひとりの暮らしの中で、具体的にどのような状態として実現されるものと考えているのか。

④人口減少が進む中であっても、市民が井原に住み続けたい、次の世代が井原に希望を持てるまちとするため、3期目の4年間で何を重視して取り組む考えなのか。

2. 誰もが役割を持ち、支え合う地域づくりについて

人口減少や少子高齢化が進むこれからの井原市において、持続可能な地域をつくるためには、年齢や障がいの有無、置かれている環境などにかかわらず、一人ひとりが持つ力を生かし、地域の中に居場所と役割を持ち、人と人とがつながり、支え合う地域をつくることが重要であると考えます。

市長は「だれもが主役で活躍できる井原市」を掲げている。この「主役」「活躍」という言葉を、一人ひとりがそれぞれの力を発揮し地域や社会に関わり、地域をつくる一員となることまで含むものとして捉えている。

また、日頃からの人と人とのつながりや支え合いは、地震、豪雨、土砂災害などの災害時に、市民の命を守る地域の力にもつながる。

そこで、次の2点について伺う。

- 1) 人口減少や高齢化により地域活動の担い手不足が進む中、それぞれの地域が自ら地域の将来を考え、人や団体のつながりを生かしながら、地域の実情に応じた持続可能な地域づくりを進めていくことが重要であると考えます。そこで、現在進めている地域との話し合いや取組を踏まえ、今後、行政は地域の主体性をどのように引き出し、支えていく考えなのか伺う。
- 2) 地震、豪雨、土砂災害などから市民の命を守るためには、行政による防災・減災対策に加え、市民一人ひとりの備えと、平時からの地域のつながりを生かした支え合いが重要である。そこで、市民の自助と地域の共助をどのように高め、日頃の人と人とのつながりを災害時の支援につなげる「地域防災力」をどのように構築していく考えなのか伺う。

いばら太陽の会

11番 荒木 謙二

1. 大舌市長の公約に掲げられた政策項目の行政的位置づけと具体的施策について
大舌市長は、「しあわせが実感できるまち」「誰もが主役で活躍できる井原市」を掲げ、政策項目を公約として示されている。

これらは市政運営の方向性を示す重要な政策テーマであり、行政計画との整合性、課題認識、具体的施策、実施時期などを明確にする必要があると考えます。

そこで、以下の点について市の認識と考えを伺う。

1) これからの井原を支える「ひとづくり」について

①市長が「ひとづくり」を公約に掲げた背景・理念は何か

②学びの環境充実に向けた具体的施策の検討状況と実施時期はどうか

③「ひとづくり」の中長期的な方針について

2) 芳井地区の賑わい創出について

①「賑わい拠点施設」整備を公約に掲げた意図と、地域課題の解消との関係性をどう捉えているか

②経済効果の見通し、地域事業者との連携体制、整備スケジュールについて

③芳井地区の将来像をどのように描いているか

3) 「公共交通の再編」について

①公共交通をめぐる課題と現状分析について

②地域公共交通ネットワークの見直しを公約に掲げた背景と、公共交通再編の将来像について

③今後の具体的な検討プロセスについて

④持続可能な公共交通体系を構築するための長期的な方針について

◎ 個人質問

3 番 山 田 幾久枝

1. 子育てサポート事業について

子育てサポート事業（ファミリーサポート）は、1994年度に子育て支援を目的に旧労働省（現厚生労働省）がスタートし、岡山県内では15市町村が開設しています。

本市では、2002年3月に設置され今日まで続いています。周知されていない、利用しづらいなどの声を市民の皆様からお聴きします。

そこで、本事業の改善の必要性を強く感じ、以下の2点について伺います。

①本事業の概要と現状について

②本事業の課題と今後の展望について

2. 投票率の向上と市民の選挙に対する関心について

先の市長選挙における投票率は、48.32%で、前回の市長選の投票率からはわずかにアップしましたが、依然として低迷している状態です。

本市の政治が市民に寄り添った市民最優先の政治であるためには、投票率の向上と選挙への関心を高めることが重要であると考えます。

井原での次の選挙に向けて何らかの対策を講じる必要性を強く感じます。

そこで、以下の2点について伺います。

①近年の投票率の総括と現状認識について

②選挙に対する関心と投票率の向上のための具体的な取組について

3. 放課後児童健全育成事業における長期休業期間中の昼食提供について

昨年6月議会の一般質問の中で、この件について提案し、今後も研究すると
の答弁をいただきました。

また、この夏休み前に近隣の自治体がこの取組に真剣かつ前向きに取り組まれている様子を多く見聴きしました。国においてもこの取組に一施設あたり最

大426万円の補助金を用意し、本事業を推進しています。

子育て支援の充実を目指している本市においても必ずや早期に実現していくべき取組であると考えます。

そこで、以下の2点について伺います。

①本事業の現状と課題について

②本事業の今後の展望について

13番 坊野公治

1. 広域連携による子育て支援について

井笠圏域3市2町においては、2023年に「保育所等の広域入所に関する協定」を結んで、自治体の壁を越えて子育て支援を行う体制をとられている。さらに2026年3月には、多様化するニーズに限られた社会資源で対応するには、自治体ごとではなく、行政の枠を超えて協働した施策展開が効果的との判断で「子育て支援連携会議」が笠岡市、浅口市、里庄町で発足された。

そこで、本市においてこの会議に参加する予定があるのか伺う。

7番 妹尾文彦

1. 空き家の利活用について

人口減少が進む中、本市においても空き家の増加は大きな課題の一つです。

空き家対策については、老朽化した空き家の適正管理や除却を進めることも重要ですが、一方で、まだ十分に利用できる空き家については、住宅や地域活動の拠点などとして積極的に活用していく視点も必要ではないかと考えます。

また、人口減少対策として考えた場合、市外から新たな住民を呼び込むだけでなく、現在井原市に住んでいる方に、これからも井原市に住み続けてもらうことも重要です。

そこで、空き家の利活用を住宅政策、定住促進、地域コミュニティ、高齢者

福祉等と結び付けて進める観点から、以下について伺います。

1) 空き家を住宅として活用するための情報提供について

住宅を取得しようとする場合、新築住宅を建てるだけでなく、既存の空き家を購入し、必要なリフォームを行って住むことも一つの選択肢です。

空き家の状態や改修内容によって異なるため、一概に空き家を活用する方が住宅取得費用を抑えられるとは言えませんが、既存の建物や土地を活用することで、新築住宅を取得する場合と比較して、住宅取得に必要な費用を抑えられるケースもあると考えます。

また、新築住宅と既存住宅では、土地や家屋の評価額等によって、取得後に負担する固定資産税にも違いが生じます。

一方、住宅を取得しようとする市民にとっては、実際に空き家を購入した場合にどの程度の改修費が必要になるのか、最終的にどの程度の費用で住宅を取得できるのか、また、取得後の固定資産税がどの程度になるのかが分かりにくく、空き家を住宅取得の選択肢として検討しにくい面があると考えます。

市が土地や建物の標準的な価格を示すことは難しい面もあると考えますが、実際に空き家を購入してリフォームした方の了承を得た上で、市が把握している空き家バンクの成約価格や補助制度の利用実績等も活用し、購入費、主な改修内容、改修費、利用した補助制度、固定資産税、実際に住んでみての感想などを「空き家活用事例」として紹介することで、住宅取得を検討している方が、新築だけでなく、空き家の購入・リフォームについても具体的に検討しやすくなると考えます。

そこで、こうした情報提供を行ってはどうか、市の考えを伺います。

2) 空き家関連補助制度の周知と利用促進について

本市では、中古住宅の購入や改修等に利用できる補助制度を設けていますが、制度によっては十分な利用につながっていないものもあります。

制度を設けることは重要ですが、制度を必要とする人に情報が届かなければ、実際の利用にはつながりません。

住宅の購入やリフォームを検討する市民は、市役所へ相談する前に、不動産業者、工務店、建築業者、リフォーム業者、金融機関等の関係事業者へ相談する場合も多いと考えます。

そこで、以下の２点について伺います。

①空き家の購入、リフォーム、住宅取得等に関する補助制度を関係事業者に対して積極的に情報提供し、対象となる市民へ制度を案内してもらえるような仕組みを構築してはどうでしょうか。

②関係事業者が市民に説明できるよう、利用できる補助制度、対象者、補助額、問い合わせ先等をまとめた資料を作成し、制度の新設や改正時には関係事業者へ直接周知してはどうでしょうか。

3) 空き家を地域交流拠点として活用する場合の支援について

空き家の活用は、住宅や店舗だけに限られるものではありません。

地域住民の交流拠点、高齢者の集いの場、子どもの居場所、多世代交流の場など、地域コミュニティを支える公益的な活動の拠点として活用することも考えられます。

しかし、空き家をこうした地域の交流拠点として利用するためには、トイレの洋式化やバリアフリー化、空調設備の設置、内装や電気設備等の改修が必要になる場合があります。

店舗として利用する場合には起業に関する支援制度を利用できる場合がある一方、地域の交流拠点として空き家を活用する場合には、こうした建物改修等に利用できる制度が十分ではないと考えます。

そこで、市民活動団体等が空き家を公益的な地域交流拠点として活用する場合の必要な改修について、既存の補助制度の対象経費を拡充することや、新たな支援制度を設けることについて、市の考えを伺います。

4) 市内での住み替えと定住支援について

人口減少対策を考える上では、市外から新たな住民を呼び込む「転入促進」とともに、現在井原市に住んでいる方に、これからも市内に住み続けてもらう「転出抑制」の視点も重要ではないかと考えます。

本市では、市外からの移住者が空き家バンクに登録された中古住宅を購入・賃借・改修する場合、「井原市中古住宅活用補助金」を利用することができます。

一方、市内在住者については、子育て世帯が空き家を購入・賃借してリフォームする場合には「井原市子育て世帯支援空き家リフォーム補助金」を利用することができますが、子育て世帯以外の市内在住者については、空き家を活用して市内で住み替える際に利用できる補助制度が十分ではありません。

住宅の取得や住み替えを考えるのは子育て世帯だけではありません。例えば、親と暮らしている若者が結婚などを契機として新たな住まいを求める場合や、高齢者が通院、買い物、公共交通の利用、住宅の維持管理などを考え、生活利便性の高い地域への住み替えを希望する場合も考えられます。

こうした市内在住者が空き家を活用して市内で住み替えることは、市民の定住促進と空き家の利活用の双方につながると考えます。

また、高齢者が空き家を活用して住み替える場合には、段差の解消や手すりの設置、トイレや浴室の改修など、高齢者が安心して暮らせる住環境を整えるための改修が必要になる場合もあります。

そこで、以下の2点について伺います。

①現在は移住者に限定されている「井原市中古住宅活用補助金」について、子育て世帯以外の市内在住者が空き家バンクに登録された中古住宅を購入・賃借・改修して市内で住み替える場合にも補助を受けられるよう、対象者を拡大してはどうでしょうか。

②高齢者が市内の空き家へ住み替える場合には、バリアフリー化など、高齢者が安心して暮らせる住環境を整えるための改修費についても支援してはどうでしょうか。

5) 空き家バンクへの登録促進について

空き家を住宅などとして活用していくためには、利用できる物件そのものを増やしていくことも重要です。

本市の空き家バンクは、平成20年度から令和7年度末までの登録件数の累計が262件、成約件数の累計が206件と伺っています。一方、新規登録件数は令和5年度30件、令和6年度25件、令和7年度18件となっています。

もちろん、すべての空き家が売却や賃貸に適しているわけではありません。

しかし、活用可能な空き家があっても、空き家バンクに登録されなければ、

利用を希望する方につながりにくいと考えます。

また、現在実施している空き家の実態調査では、空き家の件数や老朽度等を把握する外観目視調査にとどまり、所有者の意向調査は予定されていないと伺っています。

そこで、以下の2点について伺います。

①本市では現在、空き家バンクへの登録物件を増やすため、空き家所有者に対してどのような働きかけを行っているのでしょうか。

②実態調査によって把握した空き家のうち、活用可能性のある物件については、所有者の売却や賃貸等の意向を確認し、空き家相談センターでの相談や空き家バンクへの登録につなげるなど、活用可能な空き家を積極的に掘り起こす取組を行ってはどうでしょうか。

2 番 多 賀 紀代子

1. ウェルビーイング経営推進事業について

9月6日に行われた井原市長選挙において、市長は見事3選されました。今回の選挙において、市長はウェルビーイングの推進を掲げられ、「誰もが自分らしく輝ける『しあわせが実感できるまち』を井原からつくっていきたい」と発信されました。

本市では現在、誰もが心身共に健康で、生きがいを持って働き・暮らせる「ウェルビーイング経営」の推進に取り組んでおり、令和7年5月には、市、井原商工会議所及び備中西商工会で「ウェルビーイング経営の推進に関する協定」を締結し、ウェルビーイングの調査・研究、ウェルビーイング経営の推進、普及啓発・情報発信、市内で働く人のウェルビーイング向上について連携して取り組むこととしています。

また、令和7年度には市内21事業所がウェルビーイング経営の認定を受け、企業における働き方や生きがいの向上に向けた取り組みが進められています。

一方で、この制度が実際に働く人にどのような変化をもたらしているのか、また、市内企業の魅力向上や人材確保、若者から選ばれる企業づくりにどのよ

うにつながっているのかについては、今後さらに検証し、分かりやすく発信していくことが必要と考えます。

ウェルビーイング経営推進事業を単なる認定制度にとどめることなく、企業で働く人の働き方や働きがいの向上につなげ、さらに地域の雇用や企業の持続的な発展につなげていくため、以下の３点について伺います。

①ウェルビーイング経営推進事業の目的と現状について

②認定企業における具体的な取組とその成果について

③ウェルビーイング経営を人材確保と地域の活性化につなげる取組について

5 番 木 尾 容 子

1. 自衛隊への個人情報の提供について

防衛省は自衛官不足を理由に、自治体に対して１８歳と２２歳の名簿提供の協力依頼を強めています。

しかし、本人同意がない個人情報提供は憲法１３条の「個人の尊重」「幸福追求権」を根拠とするプライバシー権の重大な侵害です。

本市でも自衛官および自衛官候補生の募集について法定受託事務として自衛隊に協力しており、その年度に１８歳となる人の「氏名」「住所」の個人情報を自衛隊に提供しています。この情報提供を望まない人は「除外申請書」の提出をお願いすることとしています。

そこで、次の４点を伺います。

①本市ではいつから自衛隊へ個人情報を提供しているのか

②情報提供を望まない人は「除外申請書」の提出が必要とあるが、そのことが対象者に周知徹底されているのか

③本人の了解を得ず、本市が個人情報を提供することは個人情報保護法違反にならないのか

- ④住民基本台帳法が認めているのは閲覧のみと思われるが、個人情報を提供することは法的に問題ないのか

2. 有害鳥獣被害と対策について

本市でも近年有害鳥獣による農作物の被害が増加し、農業収入が減るだけでなく、生産意欲や生きがいまで奪われてしまうと市民の方からお聞きします。

鳥獣被害は食害だけでなく、農地や農業施設、道路のり面や水路の損壊などもあります。

これでは本市を支える重要な産業としての農業を守ることができず、過疎化にも拍車がかかると考えます。そのような状況下で、献身的に駆除活動をされていらっしゃる皆さんに敬意を表します。

そこで、次の4点を伺います。

- ①近年の鳥獣被害の状況について

- ②有害鳥獣を農作物に近づけない柵などのハード対策の充実について

- ③有害鳥獣駆除員の育成や活動支援、顕彰制度の創設について

- ④駆除動物の単価引き上げや補助等の充実について

3. 住宅リフォーム補助制度について

家族経営的な小さな工務店の方から「住宅リフォーム補助制度は矢掛にはあるが井原にはない」「他自治体から転入された方に新築補助はあるが井原市在住者にはない」「省エネ・耐震・空き家活用に補助はあるが、従来のリフォーム補助制度をもう一度復活して欲しい」「大手業者が入って来て、井原の業者に仕事が入って来ない」などの声を聞きます。

現在、異常なほどの物価上昇や過疎化により、中小の工務店の仕事や収入が減っています。

令和3年度まであった住宅リフォーム補助制度は11年間で約3,000件、補助金額は約4億3,000万円であったと聞いています。

令和４年度に新型コロナウイルス感染症対策リフォーム補助金事業として、令和５年度からは物価高騰対策の補助金として、その後制度は移住者向けの補助金と変化してきました。

現在の井原市民の大変な暮らし向きを見てみますと、生活支援の側面と中小業者支援の側面から考えて、特定の目的や利用者が利用できる制度ではなく、全ての方が使えるリフォーム補助が必要ではないかと考えます。

そこで、次の２点を伺います。

①令和３年度まであった「住宅リフォーム補助制度」の成り立ちや現在の制度への変遷について

②物価高騰で大変な時だからこそ、中小の工務店や個人業者が潤える制度でもあった住宅リフォーム補助制度を再度実施していく考えはあるか

吉 己 台 惣 番 ２ １

１．浸水想定区域の指定等に伴う市民への周知や避難体制の強化について

７月に熊本県を再び襲った最大震度７の地震や８月に入ってから千葉の豪雨、北陸地方の豪雨など、全国各地で甚大な災害が多発しております。

幸い本市においては大規模な災害は発生していないところでありますが、市民の皆様の災害に対する関心が高まっているものと考えられます。

そのような中、令和８年３月に岡山県が高屋川の浸水想定区域を指定したことや本市が雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域を指定したことに伴い、指定緊急避難場所の指定も見直されたと聞いております。

今回の見直しは、極めて重要な変更であり、市民が災害時に命を守る正しい判断を下すためには、新しい情報（ハザードマップ等）がいち早く手元に届き、かつ、その内容が正確に理解されなければならないと考えます。

そこで、以下の３点について伺います。

①新たなハザードマップの市民への周知及び配布スケジュールについて

②要配慮者利用施設における避難体制の強化について

③避難所の運営における地域との連携について

18番 佐藤 豊

1. 熱中症対策について

国では、令和7年6月1日に熱中症対策を義務化し、各自治体や企業においては熱中症予防啓発やクーリングシェルター設置等の推進を求めています。

そうした中、全国の自治体のなかには、住民税非課税世帯に対してエアコン購入費助成制度を創設し熱中症の予防対策とされている自治体も増えてつあります。

そこで、次の2点について伺います。

①本市の熱中症対策の現状について

②住民税非課税世帯へのエアコン設置助成制度の創設について